

大綱と協議・調整事項のイメージ

(別添)

← 法律上の協議・調整の対象 →

教育委員会の判断を受けて書くことが可能

大綱

首長の判断で書くことが可能

- (例)
- 平成○年度までに全学校の耐震化を完了
 - 学校の統廃合を推進する
 - 少人数学級を推進する
 - 自然体験活動の機会を充実する
 - 食育を推進する 等

- 大学
- 私学

- 保育園
- 子育て支援

随時協議・調整する重要事項

- (1) 重要事項
- (2) 緊急事態への対応

総合教育会議



- (例)
- 年度毎の優先順位をどう考えるか (校舎と体育館のどちらを優先するか)
 - どの地域の学校について、どのような手続きで統廃合を推進するか
 - どの学年から少人数学級を進めるか
 - 自然体験活動推進のためにどのような予算措置を行うか
 - 栄養教諭の配置をどのように進めていくか 等

首長の権限

教育委員会の権限

首長との協議・調整が必要

教育に関する事務

一般行政に関する事務

- ・教科書の採択
- ・学校の教育課程の編成
- ・個別の教職員人事 (採用、異動、昇任等) 等

- 右記の他、予算措置が必要な事項
- 条件整備が必要な事項

- ・大学
- ・私学
- ・教育財産の取得・処分
- ・契約
- ・予算の執行

* 教育委員会制度の改革に関する与党合意の資料
(与党教育改革に関するワーキングチーム H26. 3. 13)